

R7 喜界町立喜界小学校

いじめ防止基本方針



令和3年 策定

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法より】

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を表す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

児童に関わる他者から受けた行為により、児童が心身の苦痛を感じていれば、それは「いじめ」です。

(2) いじめ解消の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、状況等によっては、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

② いじめに対する本校の取組

(1) 未然防止・早期発見に努める

- 「いじめは決して許されない」という理解を促す。
- 道徳科を中心とした心の教育の充実を図る。
- 特別活動を充実させ、よりよい学級・学校づくりを行う。
- 「いじめ問題を考える週間」を年に3回設定し、いじめ問題について考えさせる。
- どの子も活躍し、満足感を得られる「分かる・できる」授業の推進を行う。
- 定期的にアンケートを行い、児童の実態を把握する。
- 「心身の苦痛」を少しでも感じていれば、「いじめ」と認識し対応にあたる。
- 教育相談の充実を図る。

(2) 職員一丸となって組織的に問題に取り組む

- いじめは、「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識を全職員がもつ。
- 児童の様子をよく観察し、気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、職員一人で抱え込まないようにする。
- 生徒指導連絡会（毎週月曜日）、生徒指導対策委員会（年4回）、学年会（毎週水曜日）等で児童のことについて情報交換等を行う。
- 「いじめ防止対策委員会（管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家）」を設置し、学校全体の取組を検証したり、いじめの兆候や児童の様子等を共有したりして、学校はいじめ問題についてチームとして対応する。
- いじめが発生したら、学級担任だけでなく、管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭など複数で問題の解決に取り組む。

(3) 保護者との連携を十分に行う

- ホームページで「いじめ防止基本方針」を、学校だよりや学級通信等でいじめ問題に関する内容を掲載し、保護者への啓発を図る。
- 教育相談を積極的に実施する。
- いじめがあったときや、気になることがあったときは保護者に連絡をし、事実関係を伝えたり、今後の連携等について話し合ったりする。

(4) 関係諸機関との連携を図る

- 必要に応じて関係機関とケース会を実施し、いじめへの対応にあたる。

【学校教育目標】

ふるさとに誇りをもち、夢に向かって粘り強くがんばる子ども

【PTAとの連携】

- 学校評議員会
 - ・ 支援・情報収集
- PTA
 - ・ 説明・情報収集 (PTA 総会・学級PTA)
 - ・ PTA 役員会・企画委員会の支援

【生徒指導・いじめ防止対策委員会】

- 〈内容〉・年間を通した取組などについて検討
・年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
- 〈構成〉 管理職，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門部

【関係機関との連携】

- 町教育委員会
 - ・ 報告，指導・助言
 - ・ スクールカウンセラーの派遣・相談
- 警察・児童相談所
 - ・ 通報，指導・助言

【教育活動の重点】

- ・ 地域の教育力を生かした特色ある教育活動を進める。
- ・ 「夢育て月間」の活動を通して，一人一人が自分や地域に誇りをもち、夢に向かって努力する。

【児童の主体的な活動】

- ・ 朝の体力づくり
- ・ 朝のボランティア活動
- ・ 委員会・係活動
- ・ みんなで遊ぶ日などを学級活動等で話し合ったりする。

【いじめの未然防止】

- ・ 教職員の取組
 - いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに宣告し，気になる子どもについては，職員同士で共通理解する。
- ・ 児童の取組
 - 子ども同士，いつでも相談し合える人間関係づくりに努める。
- ・ 保護者の取組
 - 子どもと何でも相談できる信頼関係を築く。

【いじめの早期発見】

- ・ 教職員の取組
 - 問題意識を絶えずもち，実態把握に努める。
- ・ 児童の取組
 - 心身の苦痛を感じている人がいたら，見て見ぬふりをするのではなく，先生に相談する。
- ・ 保護者の取組
 - 子どもの様子で気になることがあったら，気がねなく担任や管理職等に相談する。

【いじめに対する措置】

- ・ 教職員の取組
 - いじめを受けている子どもやいじめた子どもへの手立てを，全職員の問題として取り組む。
- ・ 児童の取組
 - 学級全体の問題として，解決に取り組む。
- ・ 保護者の取組
 - 学校と連携して，問題解決に取り組む

【生徒指導体制】

- ・ 生徒指導連絡会 (毎週月曜日) 生徒指導対策委員会 (学期1回) 学担会等で児童の現状や指導状況について情報交換をする。
- ・ 関係者会 (当該学級担任，生徒指導主任，養護教諭等) を必要に応じて行い，緊急な案件等に対応する。
- ・ 児童相談所，民生委員，警察，保健福祉課，医療機関等の外部関係機関とのケース会議等

【年間計画】

	生活目標	児童関係	職員関係	検証関係
--	------	------	------	------

4月	生活のきまりを確かめよう。	いじめ問題を考える週間	第1回生徒指導対策委員会	年間の活動計画の検討
5月	立ち止まってあいさつをしよう。	教育相談 生活アンケート①		生活アンケートの分析
6月	雨の日の過ごし方を工夫しよう。	教育相談 学校たのしいと①		学校たのしいとの分析
7月	一学期の反省をしよう。	教育相談		
8月		保護者教育相談	第2回生徒指導対策委員会	
9月	きまり正しい生活をしよう。	教育相談 いじめ問題を考える週間		
10月	地域の人にも自分から進んでしよう。	教育相談 生活アンケート②		生活アンケートの分析
11月	友だちと仲良くし、いじめや仲間はずれをなくそう。	教育相談 学校たのしいと②		学校たのしいとの分析
12月	2学期の反省をしよう。	教育相談	第3回生徒指導対策委員会	
1月	落ち着いた学校生活を送ろう。	教育相談 いじめ問題を考える週間		
2月	相手や場を考えた正しい言葉遣いをしよう。	教育相談 生活アンケート③		生活アンケートの分析
3月	一年間の反省をしよう。	教育相談		

【広報計画】学校だより

○ ホームページ いじめ基本方針の公開，情報提供依頼

【いじめ情報の提供窓口】 ※ 保護者や地域から情報提供が得られるよう窓口を教頭に一本化する。

4 学校における組織的ないじめ対応の流れ

いじめの発見

①情報を集め組織的に共有する

- 教職員，児童生徒，保護者，地域等から，「いじめ」に関する情報（アンケートの結果も含む）を「いじめ防止対策委員会」に集約する。
- ※ いじめを発見した場合は，その場でその行為を止めさせる。

②指導・支援体制を組む

- 「いじめ防止対策委員会」で指導・支援体制を組む。
- ※ 校長のリーダーシップのもと，教頭，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，学級担任，その他教職員，外部機関等で連携し，問題の解決にあたる。

③ 1 子どもへの指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり，いじめから救い出し，徹底的に守り通す。
- いじめた児童には，いじめは人格を傷つける行為であることをわかりさせ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，どんなことがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ※ ひどいいじめの場合は警察に通報する。
- いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止められなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③ 2 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に，即日，関係児童（加害，被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

**決して一人で
問題を抱え込
まない！**

④継続的な取組と取組の検証・評価・改善

⑤ いじめ問題への取組に関するチェックリスト

- ☐ いじめの問題への取組の定期的な点検を行い，その評価を行っている

る。

- ☐ 点検結果を全教職員で共有した上で、取組の改善につなげている。
- ☐ 児童へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等の活用など日常の取組を推進している。
- ☐ いじめへの対応に一人では抱え込まないで、学校全体の組織的対応としている。
- ☐ いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っている。
- ☐ いじめを把握した時の教育委員会への連絡を迅速に行っている。
- ☐ 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立が図られている。
- ☐ 指導上配慮を要する児童の進学や転学等に関して、教職員間の適切な引継等が行われている。
- ☐ いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るようにしている。
- ☐ いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携と情報共有が行われている。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を全職員で共通理解し、必要に応じて見直しを図っている。
- ☐ 学校はいじめ防止等の対策のための組織について、全職員で共通理解し、機能している。【参考：いじめ対策必携 鹿児島県教育委員会】